

第1回関市・武儀郡4町村合併協議会 会議録

平成15年3月31日(月)
関市役所6階大会議室

開 会 午前10時00分

1 経過報告

- (1) 協議会設立に至る経緯
- (2) 会長及び副会長の選任について
- (3) 参与の委嘱について
- (4) 監査委員の委嘱について

2 会長あいさつ

3 副会長あいさつ

4 来賓あいさつ

5 委員紹介

6 報告事項

報告第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会規約について

報告第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会に係る諸規程の制定について

- (1) 幹事会規程について
- (2) 事務局規程について
- (3) 財務規程について
- (4) 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

7 協議事項

議案第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の制定について

議案第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会の設置及び規程の制定について

議案第3号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の制定について

議案第4号 平成15年度関市・武儀郡4町村合併協議会事業計画について

議案第5号 平成15年度関市・武儀郡4町村合併協議会予算について

8 その他

閉 会 午前11時17分

出席者(30名)

【関市】	会長	後藤昭夫	(市長)
	委員	栗山昌泰	(議長)
	委員	岡田洋一	(議員)
	委員	成瀬豊勝	(議員)
	委員	高木茂	(議員)
	委員	野田豪一	(学識経験者)

【洞戸村】	委員	武藤末彦	(村長)
	委員	武藤道彦	(議長)
	委員	野村房男	(議員)
	委員	本田修	(議員)
	委員	武藤正夫	(学識経験者)
【板取村】	副会長	神山富幸	(学識経験者)
	監査委員	長屋勝司	(村長)
	委員	田中善隆	(議長)
	委員	長屋鉄美	(議員)
	委員	長屋幹夫	(議員)
	委員	長屋道郎	(学識経験者)
【武儀町】	委員	長屋和幸	(学識経験者)
	委員	熊澤昌之	(町長)
	委員	遠藤慶司	(議長)
	委員	若林金夫	(議員)
	委員	土屋昭雄	(議員)
	委員	土屋希睦	(学識経験者)
	委員	美濃羽大祐	(学識経験者)
【上之保村】	委員	波多野保	(村長)
	委員	波多野昭男	(議長)
	委員	加藤桂	(議員)
	委員	長尾匡雄	(議員)
	委員	河合正則	(学識経験者)
	委員	波多野勇	(学識経験者)

欠席者(なし)

参 与 田代一弘(岐阜県中濃地域振興局長)
 オブザーバー 棚瀬直美(岐阜県中濃地域振興局武儀事務所長)

幹事会 【関市】 西尾 治(助役)
 森 義次(総務部長)
 【洞戸村】 林 修美(助役)
 【板取村】 長屋賢治(助役)
 【武儀町】 土屋 優(総務課長)
 【上之保村】 宇佐見勝彦(助役)

傍聴者(15名)

関市：4名 洞戸村：2名 板取村：2名
 武儀町：3名 上之保村：2名 その他：2名

職務のため出席した事務局職員

事務局長 藤川逸美 事務局次長 中村 繁

開 会

○事務局次長

皆さん、おはようございます。

本日は御多忙のところ、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第 1 回関市・武儀郡 4 町村合併協議会を開かせていただきます。

1 経過報告

○事務局次長

最初に、事務局の方から経過報告を申し上げます。

○事務局長

おはようございます。藤川といいます。よろしく願いいたします。

それでは、次第に基づきまして順次進めさせていただきます。

まず最初に、1 番の経過報告でございます。

(1) の協議会設立に至る経緯でございますが、資料の 2 ページに簡単に記入させていただいておりますが、それをもとに御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

本協議会の前身であります中濃地域市町村合併検討協議会は、中濃地域 7 市町村での合併の可能性を検討する場として昨年 10 月 9 日設立され、この地域の現状を踏まえ、将来を見据えた中で合併協議を進める上での基本項目であります合併の方式、合併の時期、新市の名称、新市の事務所の位置、財産及び債務の取り扱いについてを協議事項として検討を進めてまいりました。しかし、合併の方式と新市の名称の 2 点について全体としての合意が得られず、結果として 7 市町村そろっての法定協議会への移行を断念いたしまして、2 月 27 日に開催された第 6 回任意の検討協議会を最後に検討協議会を解散いたしました。協議を進める中で、関市への編入合併、そして名称は関市として早期に法定協議会を立ち上げ、本格的な合併協議を進めるとの関市の考えに御賛同されました洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村の 1 市 1 町 3 村という新たな枠組みで法定協議会を立ち上げることになりました。本協議会の立ち上げにつきましては、5 市町村の助役会が中心となって規約や関係規程の整備等、協議会設置に向けての準備を進め、3 月 14 日に 5 市町村足並みをそろえ、各議会で法定協議会設置議案を可決されました。17 日に告示されまして、そして 25 日に県知事に対しまして法定協議会の設置届け出と合併重点支援地域指定申請をいたしました。また、諸手続と並行いたしまして、委員の選出とともに、会長、副会長、監査及び参与につきましては、協議会規約に基づき関係市町村長が協議し、会長には後藤昭夫関市長さん、副会長には長屋勝司板取村長さんを選出し、監査には田中善隆板取村議長さんへの委嘱を決定いたしました。また、参与といたしまして、田代一弘中濃地域振興局長さん、そしてオブザーバーといたしまして、棚瀬直美武儀事務所長さんに就任を要請いたしまして、御快諾いただいたような経緯でございます。

以上のような設立準備の経緯をたどり、委員を初め役員が決定されまして、本日の第1回協議会を迎えたというものでございます。以上でございます。

続きまして、(2)の会長及び副会長の選任でございますが、資料の3ページをお願いしたいと思います。

関市・武儀郡4町村合併協議会規約第6条の規定に基づき、関市長、洞戸村長、板取村長、武儀町長及び上之保村長が協議した結果、次のとおり決定したので報告するというものでございます。

1. 会長といたしまして、関市長 後藤昭夫様、2. 副会長 板取村長 長屋勝司様、15年3月31日提出というものでございます。

続きまして(3)の参与の委嘱についてでございますが、関市・武儀郡4町村合併協議会規約第8条の規定に基づき、次のとおり委嘱したので報告するというものでございます。1. 参与といたしまして、中濃地域振興局長 田代一弘様、15年3月31日提出というものでございます。

続きまして、5ページの(4)監査委員の委嘱についてでございます。関市・武儀郡4町村合併協議会規約第18条の規定に基づき、関市長、洞戸村長、板取村長、武儀町長及び上之保村長が協議した結果、次のとおり委嘱したので報告するというものでございます。1. 監査委員、板取村議長田中善隆様、15年3月31日提出というものでございます。

すべて、関市・武儀郡4町村合併協議会会長 後藤昭夫というものでございます。よろしくをお願いしたいと思います。以上でございます。

2 会長あいさつ

○事務局次長

それでは、協議会長であります後藤関市長様よりごあいさつをお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○後藤昭夫会長

ただいま事務局から報告がございましたように、今回、この協議会の会長という重職を拝命いたしました関市長の後藤でございます。今後ともよろしくお願いいたしたいと思います。

きょうは、第1回の関市・武儀郡4町村合併協議会を開催いたしました。今報告の中にございましたように、昨年からの任意の協議会でいろいろ協議を進めてまいりました結果、2市2町3村の中濃の枠組みができなかったことは残念でございましたけれども、難産の末、きょうのこのような協議会が発足できることになりましたのも、皆さん方の御協力によるものと厚く感謝を申し上げる次第でございます。

各町村からの要望もございました。編入といえども、新設の気持ちで、互譲の精神をもってこの協議を進めていただきたいと思いますという要望もございまして、まさしくそのとおりに、これからも皆さんの御協力を得まして、この協議会を進めてまいりまして、とにかく変則といえれば変則ですけれども、このような状態の中ですばらしい新市をつくってまいりたいと思っておりますので、各市町村からそれぞれ意見を出していただきまして、伝統、文化、風土、そういうものを十分に配慮したすばらしい新市が誕生できることを期待をいたしております。

恐らく、どこの新しい市よりもすばらしい市になることを期待いたしておりますので、今後とも皆様方の御意見と御指導を心からお願いいたしまして、就任のあいさつとさせていただきます。御苦労さんですが、よろしくお願いいたします。

3 副会長あいさつ

○事務局次長

続きまして、副会長の長屋板取村長様よりごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○長屋勝司副会長

大変な難しい時期に武儀郡町村長会長という立場の中から、副会長という職をただいま拝命をいたしました。報告のとおりでございますが、きょうの新聞にも出ておりましたけれども、片山プランというものが発表されたり、国の動向もなかなか難しい状況下であるようでございますが、とりわけ私どもきょう発足します、この関市さんを中心にした四つの町村がようやく歩み出したなあという本当に記念すべき日でございますして、関市長さんを絶対信頼しながら、副会長という重責を何とか補佐をしながらやっていきたいと、かように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、あいさつにかえさせていただきます。

4 来賓あいさつ

○事務局次長

次に御来賓のあいさつでございますが、本日は大変御多用中にもかかわらず来賓に御出席いただいております。では、御来賓を御紹介申し上げます。

県から、田代一弘中濃地域振興局長様でございます。

地元選出議員の伊佐地金嗣県議会議員様でございます。

同じく尾藤義昭県議会議員様でございます。

同じく井上一郎県議会議員様でございます。

以上でございます。

それではごあいさつをいただきたいと存じますけれども、お一人ずつごあいさつをちょうだいするのが本意でございますけれども、時間の関係で割愛させていただきますして、御来賓を代表し、田代中濃地域振興局長様よりごあいさつをいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○田代一弘中濃地域振興局長

参与ということで就任をさせていただきます田代でございます。今後もよろしくお願い申し上げます。

合併が大変各所で進んでまいりまして、いよいよ明日は山県市が誕生することとあります。この中濃圏域におきまして、お隣の郡上郡が16年3月1日にいよいよ郡上市となられるということで、協議が順調に進んでおりますし、さらに美濃加茂市・加茂郡の7町村、明日、いよいよ法定協議会が設置されるということとあります。同じく可児市・可児郡も明日ということとあります。こういった大きな流れの中で、それぞれ皆様が力強い市を建設されてみえ

る、また目指すということでもあります。

この21世紀に入りまして、地方分権がどんどん推進される、また住民の日常生活がどんどん広域化してまいります。さらに福祉・環境等々、新たな行政課題もどんどんふえてまいります。そして、中でもとりわけ深刻なのは少子・高齢化の進展であります。現在、岐阜県も211万人という県民の方がいらっしゃいますが、これが2025年（平成37年）では恐らく、厳しい数字を見ますと176万人と、35万人の人口が減るといふ推計もございます。極めて深刻であるといふ課題がございます。

こういった中で、国・県・市町村、それぞれ厳しい財政状況が考えられ、またとりわけこういった環境が大きく変化する中で、それぞれが独自の方策を検討していただくということでもあります。

市町村は、住民にとりまして一番身近な行政主体であります。自立性を高めながら、その対応策といたしまして市町村合併をとられるといふのは極めて有効な手段であると考えております。

岐阜県といたしましても、今後はでき得る限りの支援をしてまいります。より実りのある協議が進むことを祈念申し上げ、御期待を申し上げて、私の就任のあいさつとさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

5 委員紹介

○事務局次長

続きまして、5の委員紹介に移らせていただきます。

事務局から委員紹介をお願いいたします。

○事務局長

お手元がございます1ページに関市・武儀郡4町村合併協議会委員名簿を記載させていただきました。この委員名簿によりまして、委員紹介にかえさせていただきます。

委員の皆様は、各市町村6名ずつの計30名でございます。参与といたしまして、先ほど御紹介いたしました中濃地域振興局長様、そしてオブザーバーとして武儀事務所長様に入っております。以上でございます。

○事務局次長

それでは協議に入りますけれども、その前に御来賓の県議会議員の皆様が御退席されます。本日は、御来賓の皆様におかれましては、大変御多忙にもかかわらず御臨席を賜り、まことにありがとうございました。

〔来賓退席〕

それでは、ただいまから協議に入りたいと思いますが、本日の出席者につきましては全員おそろいでございますので、会議は成立していることを御報告させていただきます。

会議の議長は、会長がこれに当たるということになっておりますので、会長様、よろしく願いいたします。

6 報告事項

○議長

それでは、規約に基づきまして議長を務めさせていただきますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

では初めに報告事項でございますが、報告第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会規約についてを事務局から説明をさせます。

○事務局長

それでは、報告第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会規約について、6ページから進めさせていただきます。

地方自治法第252条の2第1項の規定により、別紙のとおり規約を定めたので報告するというものでございます。3月31日提出ということでございます。

7ページから規約が記載されております。簡単に御説明させていただきたいと思いますが、第1条といたしましては、関市、洞戸村、板取村、武儀町及び上之保村は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置くというものでございまして、名称といたしましては関市・武儀郡4町村合併協議会でございます。

第3条に協議会の事務というものでございまして、3点掲げてございますが、合併に関する協議、法第5条の規定による新市建設計画の策定、その他必要な事項というものでございます。

事務局は関市に置かさせていただきます。

第5条でございますが、協議会は会長及び委員をもって組織するというものでございまして、6条に、会長及び副会長は構成市町村の長が協議して、次条の第1項の委員となるべき者の中から選任するというものでございまして、非常勤でございます。

第7条には、先ほど申しましたように、各市町村ごとに6名といたしまして、各市町村の長、それから議長、それから各議会から選出された議員、並びに学識経験を有する者というものでございまして、これも非常勤ということでございます。

引き続きまして、8ページに移らせていただきます。

参与でございますが、第8条として参与を置くことができるというものでございまして、この方につきましても非常勤ということでございます。

第9条には、会長及び副会長の職務ということで、会長は協議会を代表し、会務を総理するというものでございまして、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときはその職務を代理するというものでございます。

第10条は会議でございまして、会長が招集するというものでございまして、2項といたしまして、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならないというものでございます。3項といたしましては、場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長はあらかじめ委員に通知しなければならないというものでございます。

第11条は運営でございまして、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができないというものでございまして、議長は会長が当たるというもの

でございます。3項といたしまして、議事その他会議の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮り、別に定めるというものでございます。

第12条は、関係者の出席というものでございまして、会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会に出席を求めてその意見、または説明を聞くことができるというものでございます。

第13条は小委員会でございまして、事務の一部について調査、審議等を行うために小委員会を置くことができるというものでございます。それから2項といたしましては、必要な事項は会長が会議に諮り定めるというものでございます。

第14条は幹事会でございまして、協議会に幹事会を置くというものでございます。組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるというものでございます。

9ページに入らせていただきまして、事務局でございしますが、事務を処理するため、協議会に事務局を置くというものでございます。職員につきましては、構成市町村の長が協議して定めた者をもって充てるというものでございまして、必要な事項は会長が別に定めるというものでございます。

第16条は経費でございしますが、協議会に要する経費につきましては、補助金その他協議会に属する収入及び構成市町村からの負担金をもって充てるというものでございます。

第17条は財務でございまして、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定めるというものでございます。

第18条は監査でございまして、出納の監査は、構成市町村の長が協議して定めた者1名に委嘱して行うというものでございます。2項といたしまして、委嘱を受けた者は、監査を行ったときは速やかにその結果を会長に報告しなければならないというものでございます。

第19条は報酬及び費用弁償でございしますが、協議会の会長、委員、参与、監査委員、小委員会の委員その他関係者は、報酬またはその職務を行うために要する費用弁償を受けることができるというものでございまして、方法等につきましては、2項といたしまして会長が別に定めるというものでございます。

第20条といたしましては、協議会が解散した場合におきましては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算するというものでございます。

第21条におきましては、この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定めるというものでございまして、この規約は告示の日、3月17日の日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○議長

ただいま説明を申し上げましたところでございしますが、この規約につきましては助役会で協議しまして、先般の各市町村の議会で議決の際に添付したものでございまして、それぞれ御了解をいただいているものでございしますが、内容につきまして何か御質問、御意見等があれば承りたいと思っております。

○長屋鉄美委員

大変、きょうの貴重な時間の中で、第1回の会議でございまして、私、3月14日に板取村議会におきましてこの件につきまして御報告を受けております。

そこで、きょうのこの会議に1、2点、質問をさせていただきます。

実は第6回合併検討協議会が2月27日、この場で任意協解散確認で、編入関市、市名関、なお事務所の所在地関市という合併条件に美濃市と武芸川町が条件を不服として、当面法定協議会参加を見合わせると述べられたことにつきまして、関市長さんは美濃市長さんに、参加されるなら法定協の事務作業のあまり進まないうちに参加してほしい。また、武芸川町さんの申し入れ、6月議会までに態度を決めたい。これに対しても早急に加入申されたわけですが、本日、関市長さん、ただいま会長に御就任されたわけですが、本日の会議内容を見ますときに、報告2件、そして議案5件が提出されます中で、ただいま報告第1号の関市・武儀郡4町村の合併協議会の中で、1、2質問をさせていただきます。

まず質問第1点でございしますが、報告第1号、協議会規約について、その7ページをお開きいただきたいと思っております。この7ページの中の、合併協議会に付する諸問題の中で、まず第3条、協議会は次に掲げる事務を行う。1. 構成市町村の合併に関する協議、2. 法第5条の規定による新市建設計画の作成とあります。その2の法第5条の規定による新市建設計画の作成についてお尋ねをしたいと思います。

まず、この法第5条の規定による新市建設計画の作成とありますが、すべて本日提案されました案件の中に、平成15年3月31日から施行するとありますが、美濃市さん、武芸川町さんから、4月1日以降に参加申し入れがあったとき、途中加入を認めるのか認めないか。また、認めるとするならば、加入制約に関する事項がここに必要ではないかと思っております。それは、御存じのように、平成17年3月末までの法定協の期間がございまして。この中で、この協議会が事務的に進捗してまいりました時点で、いわゆるその日は未定でございしますが、そうした加入申し入れがあったときに対処することができるかできないかということでございます。

これにつきましては、第21条に、この規約に定めるもののほかは、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定めるとありますので、ここでももちろんこの条項が生きるわけですけど、余りにも市長さん、会長さんに大きな責任を負わせるのではないかと思いますので、ここに条項の加味が必要ではないかと思うわけでございます。

それから事務的でございしますが、これは事務局長にお願いした方がいいかと思っておりますが、仮に4月1日発足のこの会で、幹事会でいろいろと協議をされて、これがすり合わせ条件となっていくと思うんですが、そこらあたりが進捗した時点、平成16年、17年に流れていった時点で申し入れがあったときには、余りにも事務的に後退を余儀なくされるのではないかという心配が出てきます。これらにつきましても、一つもこの規約の中に書いてないわけでございますので、事務的にも後退は許されません。よって、ここに厳しいでしようが、会長さんを筆頭に、いわゆる事務局サイドで十分検討していただいて、この2点の取り

扱いについて、ここで決めていただきたいと思いますと思うんですが、もしこれが複雑で、ここでできないということになれば、皆さんの御了解を得て、幹事会に一任して、この加入の認め方、無条件であるのか、また事務的に後退は許されんということになれば、事務的に進捗した時点の条件をのんでいただいて加入を認めるとか、いろいろなケースがあろうかと思しますので、その点、御答弁をいただきたいと思えます。以上。

○議長

はい、どうもありがとうございました。

今、御質問のありました、後からの加入の件でございますけれども、この規約につきましては関市・武儀郡4町村の合併協議会の規約でございます。御承知のように過日のそれぞれの議会で議決を願ったわけでありまして、ですから、後から美濃市さん、武芸川町さんの御加入になることも大変歓迎をいたしますけれども、その際は、この幹事会とか協議会で協議をいたしまして、新たに規約をつくり直す。例えば武芸川町さんが入りますれば、関市・武儀郡5町村合併協議会というふうになるわけでありまして、美濃市さんが入りますれば、関市・美濃市・武儀郡5町村合併協議会となるか、どういう名前になるか今後の課題でございますけれども、そして新しく規約を設けて、この規約に基づいて進んでいくということになりますので、この規約は現在関市・武儀郡4町村合併協議会の規約でございますので、後からの件につきましては、その折に協議をいたしまして、またそうなればそういう規約をつくりまして、それぞれの市町村の議会で議決を願って再発足するということになろうと思えますので、よろしく申し上げます。

○事務局長

先ほどの2点目の御質問の件でございます。今、議長さんがおっしゃいましたように、規約につきましては、そういう枠組みが変わった場合には新しくということでございますが、事務局サイドといたしましては、後ほど予算の御提案もさせていただきますけれども、その中で新市建設計画の予算も盛り込んでおります。これにつきましては、あくまでもきょうお集まりの5市町村の枠組みの中での予算化でございます。さらに、今委員さんがおっしゃいました追加といえますか、それがふえた場合につきましては、その時点でいろいろ検討して対応していかなくてはならないというふうに考えておりますが、新年度に入りましたらすぐに2次調査というものをさせていただきます。現在のところ、これにつきましても5市町村でやるという前提で事務局は進めておりますけれども、そのすり合わせを15年度、一生懸命やりたいと思えます。すなわち来年の3月いっぱいまでをめぐりに一生懸命頑張っていきたいと考えておりますので、その辺の動きも踏まえた上で御協議させていただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

○長屋鉄美委員

ただいまの説明、よくわかったわけでございますが、私は事務的に大きな複雑な問題をここで残していくのではないかと懸念するわけでございます。それは議長さん、先ほど申し上げましたように、大変これは見捨てることのできない大きな協議会の課題だと思えます。武芸川町さん、美濃市さんに

対する呼び込みは、市長さんが先ほど言われましたとおり、当初の計画に間違いはございませんが、その申し入れの時期が平成16年になるか、15年のうちになるのかわかりませんが、その時点でまた新しい仕組みの協議会をつくる。これは市町村合併の特例に関する法律の中にもあります。それはいいんですけど、この会、いわゆる1市4カ町村のこうした会議を進める中で、そういう問題は私は非常に面倒な問題だと思いますので、一口この規約の中に、何項目でもよろしいが増やしていただいて決めておくと、申し入れのあった時点でこういうふうに第1回の合併協議会の中で決定しておりますと。よって、これに賛同してくださいという一言で済むと思うので、複雑なことにならないように、議長さん、よろしくをお願いします。

○議長

大変結構な御意見でございますけれども、これも相手さんがあることでございますので、そういう時点で考えていかなきゃならんと思っておりますし、なおかつこの協議会がだんだん進んでまいりますと、先ほども長屋委員さんからおっしゃったとおり、建設計画が固まってまいりますと、後から入ろうと思われても入る余地がないと言うと失礼でございますけれども、建設計画を全然組みかえていかなきゃならんような状況もないとも限らんわけでございますので、なるべく早く入るなら入っていただくように、この枠組みをしっかりとしていかないかんと、そういうふうに思いますので、私どもも積極的に働きかけを行っていきたいと思っておりますし、委員の皆さん方もそのようにしていただくと大変結構だと思っております。よろしくをお願いします。

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、報告第1号につきましては、事務局の報告を御了解していただきたいと思っております。

次に、報告第2号の関市・武儀郡4町村合併協議会に係る諸規程の制定についてを議題といたします。

1の幹事会規程についてから4の委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてまで4項目ありますが、一括、事務局から説明を願います。

○事務局長

それでは、報告第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会に係る諸規程の制定について、10ページから進めさせていただきたいと思っております。

関市・武儀郡4町村合併協議会規約に基づき、次のとおり関市・武儀郡4町村合併協議会幹事会規程等を制定したので報告するというものでございます。

別紙1から別紙4まで4項目ございます。提出は、15年3月31日でございます。

それでは、11ページをよろしくお願ひしたいと思っております。

別紙1、関市・武儀郡4町村合併協議会幹事会規程というものでございます。この規程は、関市・武儀郡4町村合併協議会規約第14条第2項の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会幹事会に関し必要な事項を定めるというものでございます。

第2条といたしまして所掌事務でございまして、会長の指示を受けて提案す

る必要な事項及びその他合併に必要な事項について協議及び調整を行うというものでございます。

組織といたしましては、5市町村の助役さん、もしくは助役相当職にある者、さらには関市の総務部長さんというものでございます。

第4条といたしまして役員を置くというものでございまして、幹事長1名、副幹事長1名、それぞれ幹事の中から会長が指名するというものでございます。

第5条、会議でございますが、幹事会の会議は幹事長が必要に応じて招集するというものでございまして、幹事長は幹事会を主宰し、会議の議長となるというものでございますし、副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理するというものでございます。なお、これにつきましては非公開というものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして12ページでございますが、第6条といたしまして、関係者の出席でございまして、この会議に関係職員等の出席を求めることができるというものでございます。

第7条は報告でございまして、結果については会長に報告するものとするというものでございます。

庶務につきましては、規約第15条第1項の規定に基づきまして、事務局において処理するというものでございます。

その下に専門部会というものを設けさせていただきたいというものでございまして、第9条で、第2条の事務を円滑に行うため、幹事会に専門部会を置くというものでございます。専門部会は、別表第1、14ページに掲げてございまして、その7部会といたします。その委員は、担当分野の部長相当職、もしくは課長相当職にある者をもって充てるというものでございます。3項といたしまして、部会長、副部会長それぞれ1名を選出し、これは委員の互選により選出するというものでございます。部会長は、専門部会を代表し、会務を総理するというものでございまして、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理するというものでございます。7項といたしまして、専門部会の会議は幹事長が求めるとき、または部会長が必要と認めるとき、部会長が招集するというものでございまして、8項といたしまして、部会長は会議の議長となるというものでございます。さらに、9項に、部会長は必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができるというものでございまして、第10項では、専門部会は必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができるというものでございます。さらに、庶務につきましては、事務局及び部会長の属する市町村の担当部門が行うというものでございます。

さらに、第10条には分科会というものを掲げさせていただきました。第2条の事務を処理するため、専門部会に分科会を置くというものでございまして、これにつきましては別表第2、14ページにあります。31の分科会に分けさせていただきました。その委員は、市町村の担当分野の課長相当職及び課長補佐相当職、または係長相当職にある者をもって充てるというものでございます。13ページに行きますと、分科会長、副分科会長、それぞれ1名を選出するというものでございまして、役員は分科会の委員のうちから部会長が選任するというものでございます。5項といたしまして、分科会長は分科会を代表し、会務

を総理いたしますし、6項といたしまして、副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときはその職務を代理するというものでございます。7項には、分科会の会議は部会長が求めるとき、または分科会長が必要と認めるときに、分科会長が招集するというものでございまして、分科会長は会議の議長となります。さらに、分科会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができるというものでございますし、10項には、合同の会議を開催することができる。さらに11項には、庶務につきましては事務局及び分科会長の属する市町村の担当部門が行うというものでございます。

第11条に委任がございまして、この規程に定めるもののほか、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定めるというものでございます。

この規程は、15年3月31日から施行するというものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、14ページにつきましては、先ほど御説明いたしました、別表1と別表2でございまして、このような枠組みの中で、よろしくお願いいたしますと思っております。

続きまして、15ページに入らせていただきます。

2といたしまして、関市・武儀郡4町村合併協議会事務局規程というものでございます。

これにつきましては、第1条として、規約第15条第3項の規定によりまして、協議会の事務局に関し必要な事項を定めるというものでございます。

第2条といたしまして、次の5点の事務を行うというものでございます。協議会の会議に関する事、それから資料作成に関する事、広報に関する事、庶務に関する事、その他運営に関し必要な事項というものでございます。

職員につきましては、第3条で、事務局に事務局長、事務局次長、班長及びその他必要な職員を置くというものでございます。

第4条で、局長は協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。2項といたしまして、次長は局長を補佐し、局長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理するというものでございますし、3項では、班長は局長及び次長の職務を補佐するほか、局長及び次長の指揮監督を受け、班内の連絡及び調整をする。4項は、その他の職員は、班長の指揮監督を受け、18ページにあります、別表第1に掲げる職務を行うというものでございます。

第5条は権限でございまして、関市事務専決規程というのを使わせていただきますが、その規程中の「市長及び助役」とあるのは「会長」、それから「部長」とあるのは「事務局長」、「課長」とあるのは「事務局次長」と読みかえるものとするというものでございます。

16ページでございまして、決裁でございまして、会長が決裁する事項は次のとおりとするということで、5点上げております。協議会の運営に関する基本的事項の決定、それから提案する議案の決定、予算及び決算、規程、要綱等の制定及び改廃、その他特に重要と判断する事項でございまして。

それから専決事項といたしまして、事務局長は次に掲げる事項を専決することができるということでございまして、協議会及び幹事会との調整に関する事、市町村間の連絡調整に関する事、物品の購入その他契約の締結に関する

こと、物品及び現金の出納に関すること、職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること、その他事務局の運営に係る基本方針に関することというものでございます。

さらに第8条で文書の取り扱いでございますが、これにつきましても関市公文書規程の例によるということにいたしまして、その規程中、「部及び課」とあるのは「事務局」、「部長」とあるのは「事務局長」、「課長」とあるのは「事務局次長」と読みかえるというものでございます。

情報の取り扱いにつきましては、第9条で、関市公文書公開条例の例によるというものでございます。

それから第10条で、公印の取り扱いというものでございまして、会長印をつくりまして、公印の名称、書体及び寸法につきましては、18ページでございますが、別表第2のとおりとするというものでございます。それから2項といたしまして、公印の取り扱いにつきましては公印規程によるというものでございまして、「市長」とあるのは「会長」、「秘書広報課長」とあるのは「事務局長」と読みかえるというものでございます。

17ページでございますが、職員の服務というものでございまして、服務及び勤務時間その他の勤務条件については関市職員服務規程の例によるというものでございます。

職員の給与でございますが、第12条で職員の給料、諸手当、共済費等については、当該職員を派遣する市町村の負担とする。2項といたしまして、職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当につきましては、関市職員の給与に関する例により協議会が支給するというものでございますし、旅費につきましては、関市職員の旅費に関する条例の例により協議会が支給するというものでございます。

第13条につきましては、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が別に定めるというものでございまして、この規程は15年3月31日から施行するというものでございます。

18ページにつきましては、先ほどの別表1、別表2でございますので、説明は割愛させていただきます。

19ページに入らせていただきますが、関市・武儀郡4町村合併協議会財務規程というものでございます。この規程につきましては、協議会規約の第17条に基づきまして財務に関し必要な事項を定めるというものでございます。

第2条の歳入歳出でございますが、協議会規約第16条の規定に基づきまして、負担金、繰越金、補助金及びその他収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とするものでございます。協議会の会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議の議決を経なければならないというものでございます。それから議決を経たときには長に送付するというものと、会計は会計年度によるというものでございます。

予算の補正につきましては、これが生じたときには会議の議決を経るというものでございます。補正予算が会議の議決を経たときは、前条第4項の規定を準用するというものでございます。

第4条につきましては、流用、充用のことについては、会議で報告するとい

うものでございます。

それから第5条といたしましては、款項目につきましては21ページの別表1、別表2、歳出につきましては別表2を使うというものでございます。

それでは、20ページに入らせていただきます。

第6条でございますが、出納は会長が行うというものでございまして、2項といたしまして、安全かつ確実な方法によって現金等は保管しなければならないというものでございます。

それから出納員につきましては、会長が出納員を命ずることができるということでございますが、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどるというものでございます。

決算につきましては、毎会計年度終了後2月以内に決算を調製するというものでございますし、監査委員の監査に付した後に会議の認定を経るというものでございます。そして、会議の認定を経たときは、写しを各市町村長に送付しなければならないというものでございます。

第9条につきましては会計規則でございますが、「市長」とあるのは「会長」、「総務部長」とあるのは「事務局長」、「収入役」とあるのは「協議会出納員」と読みかえるというものでございます。2項といたしまして、出納員は、次に掲げる帳簿を備え、出納の管理を行うというものでございます。整理簿、必要な帳簿でございます。

第10条は、そのほかは会長が別に定めるというものでございまして、この規程は平成15年4月1日から施行するというものでございます。

21ページは、先ほどの別表1、別表2でございます。

それから22ページでございますが、別紙4ということで、関市・武儀郡4町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程でございます。これにつきましては、規約第12条と第13条の規定に基づきまして、報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は、日額6,500円というものでございます。支給しない方につきましては、7条第1項第1号、8条というものでございます。

第3条といたしましては、旅費に関する規定につきましては、関市職員の旅費に関する条例を使わせていただくというものでございます。

そのほかは会長が別に定めるというものでございまして、15年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長

ただいま説明をいたしました第2号の報告事項でございますけれども、これもいずれも助役会で御協議をいただいております、整合を得たものでございます。

これにつきまして御質問のある方、御意見のある方はお願いいたします。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ありがとうございました。

7 協議事項

○議長

それでは続いて、協議事項に入らせていただきます。

議案第1号の関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の制定についてを上程いたします。

説明願います。

○事務局長

それでは、議案第1号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程の制定についてでございます。

関市・武儀郡4町村合併協議会規約第11条第3項の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程を次のとおり制定することについて、承認を求めるというものでございます。

それでは24ページを、よろしく願います。

第1条は趣旨でございます。この規程は関市・武儀郡4町村合併協議会規約第11条の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めるというものでございます。

第2条は公開といたしまして、委員の3分の2以上の賛同がございませすれば秘密会を開くことができるというものでございます。2項に、運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならないというものでございますし、3項につきましては、議事は全会一致をもって進めることが原則といたしますが、意見が分かれるときは出席委員の3分の2以上の賛同をもって決するというものでございます。

第3条といたしましては、会長は迅速かつ能率的に会議を運営するよう努めなければならないというものでございますし、委員は積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならないというものです。

第4条につきましては、会議の開会及び閉会は議長が宣言いたしますし、委員は、議長の許可を得て発言していただくというものでございます。

第5条は、傍聴することができるというものでございますし、議長が会議に諮り、別に定めるといっても盛り込んでおります。

それから会議録、第6条でございますが、議長は次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとするということでございます。4項目ございまして、日時及び場所、それから出席及び欠席者の氏名、議題及び議事の要旨、その他議長が必要と認めた事項でございます。

第7条につきましては、会議録に署名すべき委員は2名といたしまして、議長が会議において指名するというものでございます。

25ページをお開きください。

第8条でございますが、文書は公開するというものでございます。

第9条につきましては、秘密会を開く場合のことでございますが、その場合については、議決のあった場合は、議長は傍聴人及び議長の指定する者以外の者を会議場の外に退去させなければならないというものでございます。

第10条は、秘密会の議事の記録は第8条の規定にかかわらず公表しないとい

うものでございます。2項につきましては、この議事は何びとも、秘密性の継続する限りほかに漏らしてはならないというものでございます。

第11条につきましては、何びとも、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。2項といたしまして、会議場において、資料、新聞紙、文書等を配付するときは議長の許可を得なければならないというものでございまして、このもののほかにつきましては会長が別に定めるということでございます。

平成15年3月31日から施行するというものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

今、説明を申し上げました議案第1号につきまして、御質問、御意見がございましたら承りたいと思います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、1号議案は原案どおり決定することにいたします。

なお、第7条では、議事録の署名委員の規定がございまして、早速でございますけれども、本日の協議会の会議録署名委員を私の方から指名させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、関市の栗山昌泰委員さんと、洞戸村の武藤道彦委員さんのお2人をお願いいたします。

次回からは、会議の冒頭に指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、第2号議案の関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会の設置及び規程の制定についてを議題といたします。

説明願います。

○事務局長

それでは、資料の26ページをよろしくお願いいたします。

議案第2号 関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会の設置及び規程の制定についてでございます。

関市・武儀郡4町村合併協議会規約第13条第1項の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会を置くこととし、同条第2項の規定により新市建設計画作成小委員会の規程を次のとおり制定することについて、承認を求めるというもので、15年3月31日提出というものでございます。

27ページをお開きください。第1条は趣旨でございまして、これにつきましては今申し上げましたような小委員会に関し必要な事項を定めるというものでございます。

第2条につきましては、小委員会は規約第3条第2項に関し必要な調査・研究を行うというものでございまして、第3条で、委員は25名をもって組織するというものでございます。その委員につきましては、次に掲げる者の中から協議会の会長が委嘱するというものでございまして、各市町村の助役もしくは助

役相当職にある者、市町村の職員各1名、各市町村の学識経験者各3名という方々でございます。なお、非常勤ということでよろしくお願いしたいと思っております。

次に委員長等が第4条に書いてございますが、小委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選するというものでございまして、委員長は会務を総理し、小委員会の会議の議長となり、小委員会を代表するというものでございますし、副委員長につきましては委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときはその職務を代理するというものでございます。

第5条は会議でございますが、会議は協議会の会長が求めるとき、または委員長が必要と認めるときに委員長が招集するというものでございまして、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないということを記載させていただきました。

関係者の出席が第6条にございまして、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議に出席させ、意見等を求めることができるというものでございます。

28ページをお願いいたします。

第7条では、報告でございます。小委員会の調査、または審議の経過及び結果について、協議会に報告するというものでございます。

第8条につきましては、協議会の会議運営規程の例によって行うというものでございます。その規程の中の「会長」とあるのは「委員長」と読みかえるということでございます。この会議は非公開とするということでございます。

第9条でございますが、この庶務につきましては、事務局で処理するというものでございます。

第10条は、そのほかは委員長が別に定めるということでございます。

この規程は、平成15年3月31日から施行するというものでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長

新市建設計画作成小委員会の規程について説明申し上げましたが、御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、第2号議案の関市・武儀郡4町村合併協議会新市建設計画作成小委員会の設置及び規程の制定については原案どおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。原案どおり決定することにいたします。

次に、議案第3号の関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の制定についてを議題に供します。

事務局から説明を願います。

○事務局長

資料の29ページをお願いいたします。

議案第3号 関市・武儀郡4町村合併協議会会議の傍聴に関する規程の制定

についてでございますが、関市・武儀郡4町村合併協議会会議運営規程第5条2項の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会の会議の傍聴に関する規程を次のとおり制定することについて承認を求めるというものでございます。平成15年3月31日提出というものでございます。

30ページをお開きください。

第1条といたしましては、運営規程の第5条第2項の規定に基づきまして、傍聴に関し必要な事項を定めるというものでございます。

第2条、傍聴席は、一般傍聴席及び報道関係者席に分けるというものでございます。

第3条といたしましては、傍聴をしようとする者につきましては、自己の住所・氏名を傍聴人名簿、別記様式が32ページにございますが、その様式に基づいて記入しなければならないというものでございます。

第4条で、議長は傍聴人の数を制限することができるというものでございます。

それから第5条につきましては、傍聴席に入ることができない者ということで七つ掲げさせていただきました。鉄器、棒その他人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者。プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者。それから鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、または携帯している者。ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影または録音のことにつき議長の許可を得た者はこの限りではない。5といたしまして、笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者。6. 酒気を帯びていると認められる者。7といたしまして、このほか会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者でございます。

第6条に、傍聴人の方の守るべき事項といたしまして、傍聴人は傍聴席において次の事項を守らなければならない。1といたしまして、会議における言論に対し拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。31ページでございますが、2といたしまして、私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。3といたしまして、鉢巻き、腕章、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。4. 飲食及び喫煙をしないこと。5. みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。6といたしまして、その他会議の妨害になるような行為をしないというようなことも盛り込ませていただきました。

第7条でございますが、傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでないというものでございます。

第8条は、傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならないというものでございます。

第9条で、傍聴人は、会議を公開しないケースがあったときは、速やかに退場しなければならないというものでございます。

第10条は、傍聴人がこの規程に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は退場を命じることができるというものでございます。

そのほかにつきましては、議長が別に定めるというものでございまして、こ

の規程は平成 15 年 3 月 31 日から施行するものでございます。

32 ページには、受付簿の様式を掲げさせていただきました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長

ただいま説明申し上げました会議の傍聴に関する規程の制定につきまして、御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないようでございますので、原案どおり決定することによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。決定することにいたします。

続きまして、議案第 4 号の平成 15 年度関市・武儀郡 4 町村合併協議会事業計画についてと議案第 5 号の平成 15 年度関市・武儀郡 4 町村合併協議会予算についてを、関係がありますので、一括議題に供します。

事務局から説明願います。

○事務局長

それでは、資料の 33 ページをお願いいたします。

まず議案第 4 号でございますが、平成 15 年度関市・武儀郡 4 町村合併協議会事業計画についてでございます。

平成 15 年度関市・武儀郡 4 町村合併協議会事業計画を別紙のとおり定めることについて、承認を求めるというものでございます。15 年 3 月 31 日提出というものでございます。

34 ページをお開きください。

34 ページに事業計画案を書かせていただきました。

1 といたしまして、会議の開催。協議会、幹事会を随時開催する。専門部会及び分科会を適宜開催し、協議に必要な資料等を作成する。

2. 市町村建設計画の作成。市町村建設計画を作成する。必要に応じて新市建設計画作成小委員会を開催し意見を求め、調整を図る。関係市町村の総合計画の現状について調査・研究する。

3. 協定項目の調整。合併協定項目の協議に向けて調整を図る。負担とサービス等の問題点を整理し、事務事業の一元化を図る。

4. 情報の提供。協議会は公開を原則とし、広報紙の発行やホームページを開設するなど、住民への情報提供に努めるというものでございます。

続きまして議案第 5 号でございますが、35 ページをよろしくお願いいたします。

平成 15 年度関市・武儀郡 4 町村合併協議会予算についてでございます。

平成 15 年度関市・武儀郡 4 町村合併協議会予算を別紙のとおり定めることについて、承認を求めるというものでございます。平成 15 年 3 月 31 日提出というものでございます。

36 ページでございますが、これにつきましては、第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 3,000 万 2,000 円と定めるというものでございます。

それでは、37 ページ、38 ページは割愛させていただきます。39 ページへ移らせていただきたいと思います。

歳入でございますが、1 款の分担金及び負担金で、1 項の負担金、1 目負担金でございますが、1 節といたしまして市町村負担金 3,000 万円ちょうど。5 市町村のそれぞれの負担金の割合金額は右に記載されているとおりでございます。一定金額を一部設けさせていただきます、そのほか人口比率も加味して金額を定めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それから 2 款の諸収入でございますが、1 項の預金利子でございます。預金利子につきましては 1,000 円を見込んでおります。それから雑入という形で 1,000 円を見込ませていただきますので、よろしく願いいたします。

それから 40 ページでございます。

次に歳出でございますが、1 款の事業費、1 項の運営費でございますが、1 目の会議費の 1 節報酬費 240 万 5,000 円でございます。内訳は、右に書いてございます。協議会委員につきましては、協議会 13 回分を見込んでおります。それから新市建設計画作成小委員会委員につきましては、3 回分見込んでおります。8 節の報償費につきましては、会議出席等の謝礼金として 1 万円見込ませていただきました。9 節の旅費につきましては、出張等の旅費 9 万円でございます。11 節の需用費でございますが、36 万 9,000 円の内訳は、右に書いてございます。消耗品費、協議会の資料のコピー用紙等を見込んでおりますし、お茶代といいますが、飲み物等の費用は食糧費として見込んでおります。そのほか、資料の印刷代を見込んでおります。13 節の委託料につきましては、会議録作成を 98 万 3,000 円予算化いたしております。

それから 2 目の事務局費でございますが、3 節の職員手当につきましては時間外手当でございます。それから賃金は、臨時職員 1 名の方の 200 日分を見込んでおります。それから報償費につきましては、視察等の手土産で 1 万円上げさせていただきます。旅費につきましては、県外出張を見込んでおります。11 節の需用費につきましては、消耗品費は事務用品、それから書籍の類、それから燃料費はガソリン代、食糧費は飲み物といいますが、お茶代、それから印刷製本費につきましては資料とか封筒の印刷代、あるいは写真の現像代もここに盛り込まれております。光熱費につきましては、冷暖房、電気、水道です。修繕費につきましては、事務機器の修繕でございます。12 節の役務費につきましては、通信運搬ということで、郵送料、電話料、インターネットの料金です。それから 14 節の使用料及び賃借料につきましては、自動車の借り上げを見込んでおりますし、有料道路の通行料も少々、2 万円ほど見込んでおります。それから 18 節の備品購入費でございますが、これは事務用の備品ということでございます。

それから 41 ページをお開きください。

事業費でございますが、調査研究費、1 目の調査研究費でございますが、これにつきましては 13 節の委託料といたしまして合計 1,732 万 5,000 円でございます。4 項目掲げさせていただきます。新市建設計画の策定、事務事業一元化支援業務、それから例規立案・策定支援業務、それから電算システム統合基本設計を上げさせていただきます。

2目の広報費でございますが、需用費につきましては協議会だより、6回分上げさせていただいております。部数は2万9,000部つくる予定であります。それから13節の委託料でございますが、これにつきましては保守、それから更新、新規のホームページの管理でございます。

そのほか、2款予備費といたしまして20万円組ませていただきました。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

ちょっと説明を不足いたしておりましたが、39ページの歳入の各市町村からの負担金でございますが、それぞれ関市769万円、洞戸村557万円、板取村555万円、武儀町562万円、上之保村557万円ありますが、すべての市町村それぞれ500万円は補助金として見込んでおりますので、よろしく願いしたいと思っております。

事務局としては、県からの補助金を充てたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長

この今の説明いたしました500万円につきましては、各市町村へ県から補助があるわけでございます。その補助金をすべて協議会の方へ出していただくという説明でございます。

以上、第4号議案の事業計画と第5号議案の予算について説明いたしました。この2件につきまして御質問、御意見があれば承りたいと思っております。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御意見もないようですので、この2案件につきましては原案どおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。両案につきまして、原案どおり決定することいたします。

以上をもちまして、協議事項は終わりました。

8 その他

○議長

その他について、事務局からありましたら。

○事務局長

事務局からよろしく願いいたします。

先ほど板取村の長屋委員さんからも御質問がございまして、その中で御発言させていただきましたが、事務局といたしましては、現在、一元化に向けての調査の1次調査と2次調査を取り組み、1次調査につきましてはほぼ終了いたしております。したがって、今後2次調査をスムーズに進めさせていただきたいと、このように考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

それでは、事務局の紹介をさせていただきたいと思っておりますので、15年度事務局職員の方、前へ出てきていただきたいと思います。

ここに並んでおります12名が、事務局として15年度対応させていただきた

いと思いますので、よろしくお願いいいたします。

関市から4名、武儀郡の4町村からそれぞれ2名、合計12名でございます。私、関市から派遣されました藤川といいます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

皆様方から見られて左の方へ行きたいと思ひます。関市からの派遣の中村繁でございます。同じく関市からの森川哲也でございます。それから同じく関市からの三輪美佐子でございます。

続きまして、洞戸村から派遣されましたお二方です。川野英治でございます。同じく武藤誕邦でございます。

続きまして、板取村から派遣されましたお二方でございます。長屋善郎でございます。同じく長尾将臣でございます。

続きまして、武儀町から派遣されましたお二方でございます。和座豊秋でございます。それから美濃羽典利でございます。

続きまして、上之保村から派遣されましたお二方でございます。青山篤でございます。加藤敏彦でございます。

今後、事務局として精いっぱい、新しい市が立派になることに向けて、新市建設計画を含めて一生懸命頑張つてまいりたいと思ひますので、きょう御列席の皆様方の御指導、御協力のほどを切にお願ひいたしまして、職員の紹介にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

新しい強力な事務局の体制も整いました。これからも、今、局長が申し上げましたように、新市の建設に向かって頑張つていただきたいと思います。

閉 会

○議長

以上をもちまして、本日の第1回の関市・武儀郡4町村合併協議会を終了いたしました。御協力ありがとうございました。今後とも、よろしく御指導のほどを心からお願い申し上げまして閉会といたします。

どうもありがとうございました。

午前11時17分 閉会